報告第７号

# 令和元年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、別紙のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付して本会議に報告します。

令和２年９月４日提出

北中城村長　新 垣 邦 男

# 健 全 化 判 断 比 率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定基づく健全化判断比率

（単位：%）

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---|---|---|---|---|
| 健全化判断比率 | — | — | 5.6 | 61.8 |
| 早期健全化基準 | 15.00 | 20.00 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

備考　健全化判断比率のそれぞれの欄において「－」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結赤字額がないことを表す。

北中監査第 ４０ 号
令和２年８月２１日

北中城村長　新　垣　邦　男　殿

北中城村監査委員　喜　納　秀　樹

北中城村監査委員　上　間　堅　治

北中城村財政健全化審査に関する意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和元年度決算に基づく財政健全化審査を終了しましたので、意見書を提出いたします。

記

令和元年度北中城村財政健全化審査意見書

北中総第250号
受付
2 8.21
北中城村役場

| 分類 | | 種別 | 第之種 | 保存年限 | 10保存 |
|---|---|---|---|---|---|
| 村長 | 副村長 | 主務課長 | 課長 | 係長 | 係 |

令和元年度

# 北中城村財政健全化審査意見書

北中城村監査委員

1　審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2　審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した。書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：%）

| 健全化判断比率 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 早期健全化基準(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①実質赤字比率 | △6.38 | △6.28 | △12.35 | △7.56 | △8.37 | 15.00 |
| ②連結実質赤字比率 | △27.35 | △33.0 | △43.09 | △38.76 | △37.87 | 20.00 |
| ③実質公債費比率 | 5.2 | 5.1 | 5.3 | 5.6 | 5.6 | 25.0 |
| ④将来負担比率 | 61.3 | 60.7 | 68.5 | 64.5 | 61.8 | 350.0 |

（2）個別意見

①　実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字比率は、対前年度比 0.81 ポイント減の △8.37%となっている。早期健全化基準の 15.00%と比較すると、これを下回っており良好である。

②　連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字比率は、対前年度比 0.89 ポイント増の △37.87%となっている。早期健全化基準の 20.00%と比較すると、これを大きく下回っており良好である。

③　実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は、対前年度比 0.0 ポイントの 5.6%となっている。 早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを大きく下回っており良好である。

④　将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は、対前年度比 2.7 ポイント減の 61.8%となっている。早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを大きく下回っており良好である。

（3）是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。